

平成

二十三年

五條市議会第一回臨時会(第一号)

平成二十三年十月三十一日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十三年十月三十一日 午前十一時開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 議第六十二号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

七番	六番	四番	三番	二番	一番
藤	川	堀	吉	山	福
富	村	川	田	口	塚
美	家	浩	雅	耕	
恵					
子	廣	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	丸谷
教育長職務代行者	成昭
市長公室長	吉辰
総務部長	下村
都市整備部長	森本
生活産業部長	櫻井
健康福祉部長	森本
上下水道部長	辻本
消防長	窪佳

八番	池上
九番	益田
十番	山田
十一番	峯林
十二番	花谷
十三番	土井
十四番	大谷
十五番	田原

清龍 康昭 宏澄 吉輝
孝雄 嗣典 政雄 博雄

事務局職員出席者

会計管理者	町口正治
西吉野支所長	小窪美貴男
大塔支所長	山田善久
監理管財課長	新井健夫
企画財政課長	福塚勝彦
秘書課長	菊谷眞宜
庶務課長	上孝男

事務局長	乾旬
事務局次長	藤谷光一
事務局係長	笹谷豊
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（川村家廣）ただいまから、あらかじめ御通知申し上げましたとおり、会議規則第九条第二項の規定により、開議時刻を繰り下げ、平成二十三年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

本日、平成二十三年五條市議会第一回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。議員各位には、どうか議案審議に御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

この際、申し上げます。会議記録及び広報五條に掲載のため、会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

市長から、議会招集の御挨拶があります。太田市長。

○市長（太田好紀） 皆さんおはようございます。

平成二十三年第一回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日中の過ごしやすさが秋の訪れを感じさせ、朝夕の心地よい冷え込みを感じさせる季節となりました。

本日は、臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただきますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

さて、本臨時会に提出させていただき、御所・田原本環境衛生事務組合への加入につきまして、御案内のとおり、現みどり園の操業が残り三年と迫っている中、市民生活に影響を出不いたためにも、広域化の方向で取り組んでまいりたいと考え、議会にお諮りするものであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、平素のお礼と開会の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（川村家廣） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十三番	土井康嗣	議員
十四番	大谷龍雄	議員
十五番	田原清孝	議員

以上、三名の方をお願いします。

○議長（川村家廣）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、先に御通知申し上げましたとおり本日一日間といたしたいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（川村家廣）次に日程第三、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十二号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十二号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る第三回九月定例会において取下げを承認していただき、再度、地元環境保全委員会と延長等を協議いたしました。みどり園の操業期間は協定書において基本的に二十年とされており、協定書は順守して、他所に移転するようにと強い回答がありました。

また、過日の八月二十五日付けで、みどり園環境保全委員会の委員長から、「協定書を順守し他所へ移転」の要望書が、市長及び議長長宛にも出されております。

残りの期間は、後三年を切っております。

地元との約束である協定書を順守するための最良の方法として、建設費及び維持管理費が大幅に削減でき、市の財政改革の見地からも、ごみ処理施設の広域化を判断し、七月十九日に正式に御所・田原本環境衛生事務組合へ参入依頼をいたしましたことは、御案内のとおりでございます。

それに対しまして、同組合の管理者である東川御所市長から八月二十五日付けで、一部事務組合への参入に係る議会の議決について要請がありましたので、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため御所・田原本環境衛生事務組合に加入することに関して、地方自治法の規定に従って、議会の議決を求めるところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに堀川浩美議員の発言を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議第六十二号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について、反対の立場から討論いたします。

本案は、御所・田原本環境衛生事務組合に加入し、広域でごみ処理事業を進めようとするものでありますが、第一に場所が御所市栗阪では、五條市からのごみの持込みが遠くなり、不便になります。そのことにより、五條市内での不法投棄が増えることが懸念されます。

次に、五條市からみどり園が無くなれば、五條市から企業がまた一つ消えるのと同じです。企業を少しでも増やしていくのが行政の大事な仕事でございます。五條市からみどり園が無くなれば五條市にとって、大きな、大きなデメリットになります。

次に、中継所がまだ決まっていないこと。次に、多くの市民にはまだ理解を得ていないこと。太田市長は市長になってからわずか半年で公約をこと

ごとく破り、一番理想的なみどり園の延長にも努力せず、「市民の目線で」と言っていたのに、市民の声も聴かず、強引にごみを御所に持つていこうとするやり方に我慢がなりません。

私は、市民に選ばれて議員になりました。御所に持つて行くのは多くの市民が大反対でございます。五條市民の利便性や生活に多大な迷惑や不安を与えております。よって、今、御所・田原本環境衛生事務組合への加入に賛成することはできません。

以上、本案について反対すべきものであると申し上げまして、私の討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）次に大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）議長の発言の許可をいただきましたので、提案されております議第六十二号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての賛成討論をさせていただきます。

皆さんも御存じのように、現在のみどり園は三地区の暖かい御理解と協力によりまして平成六年に操業いたしました。その後は家庭ごみの収集が週二回に増やせるなど、その他のごみ収集も進み、大変市民の皆さん方の期待に応えることができ、協力いただきました三地区の皆さん方、関係者の皆さん方の努力に、心から感謝を申し上げます。

このときの、みどり園操業の協定書の内容は、第三項はこのようになっております。ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の設置及び操業年限は基本的に二十年（但し、施設機能良好な場合、五年延長とする。）とし、稼働十五年経過時点より次の更新等につき、五條市「甲」、周辺三地区「乙」、協議するものとするとなっております。この場合、二十年は協定書が締結された時点でよほどの大きな問題がない限り双方理解の上、二十年は操業させていただけると、しかし括弧付きの、「但し、施設機能良好な場合、五年延長とする。」という、この解釈は、あくまでも三地区の皆さん方と協議をして、合意をいただいております。五年延長できるとというのが、私は一般的な法律の解釈であるというふうに考えております。

そのことにつきまして、今年の二月に五條市長選挙前に出した私のピラを紹介させていただきました。私の第三項の解釈について、再度明らかにしておきたいと思っております。私が二月に発行しましたみどり園に係るピラの中で、協議の中で更新に同意いただければ、二十五年あるいは二十五年以上操業させていただける協定書になっております。あくまでも、この三項の括弧付きの五年延長は協議の中で方針に同意いただければという、この解

積は、私は初めからそういうふうにさせていたでいて、前市長の質問の中でも、この姿勢で取り上げてきたというところがあります。

その中で、五條市にとって、大切な五條市長選挙が今年行われたわけでありすけれども、その前の平成二十二年、去年ですね、三月議会におきまして、吉野市長が南阿太地区へごみ処理場を建設する考えで測量業務委託料及び基本構想策定委託料約七百万円を提出されました。この質疑の中で、吉野市長に質問しますと、南阿太地区の皆さん方への同意はもらっておらない中で、この予算を提出していったということがはっきりしたわけです。同時に、みどり園協力地区の皆さん方に、吉野市長が直接参加した環境保全委員会の中で、延長を吉野市長自身が直接お願いしたのかというのを質問しますと、これも吉野市長以外の幹部の皆さん方は環境保全委員会の中の延長のお願いはしてありましたけれども、吉野市長自身はお願いをしていないということも吉野市長の答弁の中で明らかになったわけでありす。

そんな中で、五條市長選挙は始まりました。この中で、太田陣営が発行しましたビラの中で、ごみ処理場の問題はどうかというふうに公約しているかということも太田陣営が発行したビラを基に明らかにしますと、「私はまず現在、御理解をいただいている三地区（北山町、西久留野町、越替町）の皆様と誠意を持って話し合いをし、その結果を受けてから次の候補地を模索すべきであると考えます。私はごみ処理施設については、今後は五條市一市のみで建設するのではなく、近隣の市町村と協力して広域的に取り組んでいくということも視野に入れて議論をしていくべきであると思います。」そして、もう一つの太田陣営の発行したビラには、「協定書に基づき誠意を持って対応、将来的には広域化も視野に入れる。」というふうに、市長選挙前に発行されたビラの中で、こういうふうに公約しておるわけです。

しだがいまして、このことは後々に関係しますけれども、既に広域化の方向も五條市長選挙前に公約されておったというのが事実です。

そんな中で、太田市長が就任されて、そして五月九日、みどり園環境委員会に就任の挨拶を兼ねて、みどり園の延長依頼と新ごみ処理施設の広域化について説明をしております。また五月二十四日につきましては、御所市長に挨拶に行っております。六月三日については田原本町長に太田市長が挨拶ということになりました。そして六月十三日、五條市議会六月議会が開会されたわけでありすけれども、その開会るときに所信表明と議案説明という中で、太田市長はこのように表明されております。「新ごみ処理施設についてであります。ごみ処理については、地元自治会との協定書にうたわれている施設の操業期限が迫っていることから、迅速に対応しなければならぬ問題であり、一定の施設規模確保によるごみ処理経費の効率化、環境への配慮等を考え、市単独の建設ではなく、近隣との広域化を想定しております。この案は、早速、地元三地区自治会の代表者の方々にも、お伝えさせていただきましたが、併せて関係市町へも打診したところでございます。」というところで、六月議会の開会の所信表明では既にこの表明があったわけでありす。

そして六月二十三日には、再度御所・田原本環境衛生事務組合の小松議長に太田市長挨拶と、そして六月二十九日のみどり園の環境保全委員会でも再度継続のお願いと広域化の説明をしているわけでありませうけれども、その後、六月議会で議員の皆さん方のいろんな質問もあったわけでありませうけれども、七月一日、五條市議会議員全員協議会が行われたわけでありませう。

経過から言いますと、五月二十四日の御所市長に太田市長が挨拶に、お願いに行ったということにつきましては、議長及び三役に事業報告をされておったということでありませうけれども、全議員にこのことを市長として伝えられたのは七月一日ではなかったかなと思います。この市長就任後の七月一日までのごみ処理に係る太田市長の、この姿勢と行動は、私自身としては、地方自治法で認められた市長の執行権の範囲内であるというように私は解釈しております。しかし、やはり長年の重要な課題であり、五條市長選挙において太田陣営が発行した地元の皆さん方へのまず誠意的な話し合いをして、同時にどうしても理解が得られない場合は広域化の方向を目指すという、こういうピラを出して選挙で公約しているという状況から言えば、私は太田市長のこの間の行動は市長の執行権の範囲内であるとは思いますが、五月九日、みどり園環境保全委員会に話しに行く前に、全議員に話をされておった方がよかったです。というふうには考えておる次第でございます。

そんな中で、九月議会が始まる前に、みどり園協力地区から議長と市長に對しまして、みどり園の移転についてということで、申入れ達があつたわけでありませう。全議員、資料は届いていると思はれますので、内容は省きますけれども、「当施設の延長、操業は協定書を厳守していただくことを全員一致で回答させていただきます。」ということでありませう。

そして九月議会が五日に開会されて、そしてその中には広域化の議案も入つておつたわけでありませうけれども、九月議会の議案説明と市政の報告の中では、もう御存じのように「新ごみ処理施設についてであります。去る七月二日、滝町、南阿田町両自治会に對し、新ごみ処理施設建設は、広域化で取り組んでいく旨を報告し、南阿田町九番地周辺での新ごみ処理施設建設は行わないことを御説明申し上げました。その上で、一定の施設規模確保によるごみ処理経費の効率化、環境への配慮等を図るため、御所市と田原本町が広域連携で新ごみ処理施設の建設を計画している御所・田原本環境衛生事務組合に對し、七月十九日付けで正式な参入の申入れを行ったところであります。」という説明が太田市長の方からあつたわけでありませう。

その中で、御存じのように、厚生建設常任委員会での審議と否決、そして議案の撤回、そして今日ということになるわけでありませうけれども、最終的な私の見解を申し上げますけれども、やはり一日たりともストップのできない重要な事業であります。したがって、これからどういふ事態が起るかわかりませうけれども、みどり園の協力地区の皆さん方には引き続きお願いの姿勢を続けると同時に、今回の三地区の皆さん方から出されてきました協定書厳守の厳しい状況等を考えますと、やはりみどり園の協力地区の皆さん方へのお願いだけではなしに、広域化の方向も検討しなければ、

とても五條市だけでこれから場所を探して確保して建設するというのは、期間も間に合わないという状況もあり、財政的にも大変大きな負担になるということになると思います。

したがって、この議案につきましては、関係常任委員会でも本会議でも太田市長は、中継所は造るということを表示しておりますし、またそれ以外の解決しなければならぬ諸問題も解決するということは、表明しておりますので、市民の皆さん方へのごみ処理事業を一日たりともストップをさせないという重要な点から考えまして、私は今回の御所・田原本環境衛生事務組合への加入につきましては、賛成させていただく次第であります。以上です。

○議長（川村家廣）次に藤富美恵子議員の発言を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議第六十二号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について、反対の立場から討論いたします。

本案は、御所・田原本環境衛生事務組合に加入し、広域でごみ処理事業を進めようとするものであります。

田原本町議会は六月定例会において、御所市と田原本町が、これまで協議してきた基本事項や、諸問題の対応、更には今後のスケジュールなどに深刻な影響を与えかねないとして、五條市の事務組合への参入に反対する決議を全会一致で可決しております。

この様な状況の中、本市が事務組合への参入を強行に進めることは、現在、御所市と田原本町で行われている協議に、支障を来すことになりかねないと考えるところであります。

さて、本市のごみ焼却施設みどり園の協定書の第三項には、「ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の設置及び操業年限は、基本的に二十年（但し、機能良好な場合五年延長する。）とし、稼動十五年経過時点より、次の更新等につき「甲」「乙」協議するものとする。」となっております。

市長は、議員のときにこの協定書に基づき、現施設みどり園の延長を強く主張しておられました。

ところが、市長になられたとたん一転し、言うことを変え、議会に何の説明もなしに、独断で、五月二十四日に御所・田原本環境衛生事務組合への参入依頼をされました。

みどり園は、五條市民の日々の生活に密接に関わる施設であり、また、現在、ごみの二八・一パーセントは、みどり園に直接持ち込まれており、それが御所市に移転するとなれば、市民の皆さんは大変不便になります。

そして、ごみ焼却施設みどり園を残してほしいという、市民の皆さんの声があります。

五條市の財政状況について、市長は、六月議会の所信表明で、「現在、本市は人口の減少に歯止めがかからず、また多額の借金を抱え、地域経済も疲弊するなど危機的な状況に直面しております。」と、このように言っております。

私は、厳しい五條市の財政状況を考えたときに、一番良いのは、地元三地区の皆様方には大変申し訳ないことでございますが、市長が議員のときに強く主張しておられたように、現施設みどり園を延長して使わせていただくことだと思っております。

市長は、「広域化しかない。」「時間が無い。」と言っておりますが、太田さんは、市長に就任してから、この六箇月の間に、地元は何度も足を運び、五條市の財政状況を誠心誠意説明し、そして粘り強く地元の皆さんの理解が得られるように、お願いすべきでございました。地元の皆さんの理解を得ることができれば、現施設みどり園を延長して使わせていただくことができ、御所・田原本環境衛生事務組合に加入する必要があります。

みどり園の炉は、平成二十一年、二十二年、二十三年と三年間にわたり約四億三千万円を掛けて大規模改良工事を行い、今年の六月に修理が終わったばかりでございます。そして、炉は、今後十五年は使えるという状況の中で、御所・田原本環境衛生事務組合に加入し、御所市に新ごみ処理施設を建て替えることは、大変もったいないことでございます。

また、平成六年に、みどり園が操業を開始してから今日まで、リサイクルプラザ及び周辺整備事業として博物館・五万人の森公園・地元三地区周辺整備に、合計約百二十六億八千八百万円という、ばく大なお金を掛けています。

そして、議論も十分に尽くされておりません。

私は、十月五日の厚生建設常任委員会でも、資料を請求いたしました。市長は「出せない。」とのことで、資料が出てきたのは、委員会で否決となった後の二十五日の厚生建設常任委員会で初めて出され、それも不十分な資料で、わずか一回、一時間程度、議論しただけでございます。このような状況で、賛否を問うなどむちゃくちゃな話でございます。

そして何よりも、ごみ処理施設は、市民の生活に密接した施設であるにもかかわらず、市長は市民の皆さんに十分な説明をしていません。市長に就任して以来、六箇月という時間があつたにもかかわらずでございます。

市長は、一、地元三地区の環境保全委員会には、四回足を運んだうちの、わずか二回しかみどり園の延長をお願いしていない。努力不足であります。

二、五條市内で、みどり園の移転先を全く探していない。

三、議会で、十分な議論を尽くしていない。

四、市民の皆さんに説明責任を果たしておらず、多くの市民の皆さんの理解を得ていない。今日まで、市長は自分の思いだけで、強引に、拙速に事を進めておられます。

九月議会の私の一般質問で、市長は御所・田原本環境衛生事務組合に加入後、五條市の不利益になるようなことが起こった場合、脱退できると答弁されていますが、私は議会で議決をし、正式に加入してしまうとなかなか途中で辞めることなどできないと思います。

そして、その御所市の財政状況でございますが、いまだ財政破綻の懸念がある財政健全化団体でもあります。財政的な不安もあり、将来、五條市の不利益になる可能性も考えられます。

御所・田原本環境衛生事務組合の加入については、市長も私たち議員も慎重に議論を重ね、市民の皆さんの声もよく聞いた上で、加入するかどうかを決めるべきでございます。

いずれにいたしましても、現時点では賛否を問うまでには至っておらず、余りにも拙速すぎることから、本案については反対すべきであると申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）次に益田吉博議員の発言を許します。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、私はこの議第六十二号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について、原案に賛成の立場から討論いたします。

本市のごみ処理施設みどり園は、平成六年の操業から十七年が経過いたしました。

みどり園の建設に当たっては、北山町、西久留野町及び越替町の各地区代表者との間に、操業年限は基本的に二十年とする協定書が交わされており、太田市長は市長就任後に、みどり園の操業延長をお願いしたところ、協定書にある操業年限の順守を強く求められたこととあります。

またその後も、みどり園環境保全委員会委員長から、一日も早く協定書を順守し、みどり園を移転するよう要望書が提出されたところとあります。

新施設の候補地については、前市長のときから検討されてきたところでありますが、当時から、また、今もって市内に候補地がないとする困窮の状況の中、本市に隣接する御所市が田原本町と、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するための、御所・田原本環境衛生事務組合

を設置しているところから、本市がこの事務組合に加入し広域で事業を進めることは、市独自の試算においても経費の削減効果は明らかであり、最善の方法であると考えられるものであります。

また、このような大規模事業の広域化については、財政基盤の強化、環境負荷の低減などの観点から、まさしく時流となっており、本市の将来を勘案した太田市長の英断であると考えます。

また、太田市長におかれましては、先ほど大谷議員からお話がありました。選挙のときには、三地区が納得していただけなきには、他市とも一緒にやっていくというのがマニフェストであったと思います。それによって、太田市長はたくさんの方の市民の理解を得て市長に当選されたわけでございますから、太田市長におかれましては、政治生命を賭けてこの問題に対処するようお願い申し上げます。私の賛成討論いたします。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御精励いただき、円滑なる議会運営に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市長始め理事者各位には、市政発展のため事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十三年第一回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともお忙しい中、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案は、皆様の御協力によりまして原案のとおり可決を得ましたことを、心からお礼を申し上げます。

今後とも議会と連携を図りながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）これもちまして平成二十三年五條市議会第一回臨時会を閉会いたします。

午前十一時四十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 土井康嗣

署名議員 大谷龍雄

署名議員 田原清孝